

# 変異株に対するやまなしグリーン・ゾーン認証の追加的対策について

## よくある質問（Q & A）

### <目次>

#### 1. 追加的対策について

- Q 1 - 1 追加的対策について
- Q 1 - 2 追加的対策の必要性について
- Q 1 - 3 追加的対策を講じた場合について
- Q 1 - 4 追加的対策の基準を満たせない場合について
- Q 1 - 5 追加的対策に要する経費の補助について

#### 2. 利用者の把握（入店管理簿の記入）について

- Q 2 - 1 テイクアウトのみの利用者の記入について
- Q 2 - 2 記入人数について

#### 3. アルコール消毒液について

- Q 3 - 1 個室が多数存在する施設の設置個数について
- Q 3 - 2 ポンプ式アルコール消毒液について
- Q 3 - 3 トイレの入り口付近への消毒液の設置について

#### 4. 飲食スペースの滞在時間制限について

- Q 4 - 1 滞在時間制限と追加的対策の関係について
- Q 4 - 2 滞在時間制限の緩和の時期について

#### 5. パーティション等遮蔽物の設置について

- Q 5 - 1 遮蔽物設置の必要性について
- Q 5 - 2 パーティションの高さについて
- Q 5 - 3 既存の遮蔽物の利用について
- Q 5 - 4 テーブル端までの遮蔽について

- Q 5 - 5 遮蔽物の隙間について
- Q 5 - 6 遮蔽物の種類について
- Q 5 - 7 カウンターの遮蔽について
- Q 5 - 8 4人掛けテーブルを2人で使用した場合の遮蔽について
- Q 5 - 9 調味料等の設置について
- Q 5 - 10 屋外のテーブル席への設置について
- Q 5 - 11 遮蔽物の設置により火災の危険が生じる場合について
- Q 5 - 12 グループ内とグループ間の対策が異なる理由について
- Q 5 - 13 宿泊部屋で食事をする場合の対策について
- Q 5 - 14 宿泊客が食堂等で食事する場合の対策について
- Q 5 - 15 遮蔽物の設置のタイミングについて
- Q 5 - 16 利用者同士が背を向けて着席している場合の遮蔽について
- Q 5 - 17 壁側の利用者間の遮蔽について
- Q 5 - 18 丸テーブルの遮蔽物の設置について
- Q 5 - 19 利用者が家族の場合の遮蔽物の設置について
- Q 5 - 20 遮蔽物を設置した場合の席数について
- Q 5 - 21 宴会場でのパーティション等の設置について

## 6. 二酸化炭素濃度測定器の設置について

- Q 6 - 1 個室への設置について
- Q 6 - 2 屋外の飲食スペースへの設置について

## 7. HEPAフィルタ搭載の空気清浄機の設置について

- Q 7 - 1 HEPAフィルタ以外の空気清浄機について
- Q 7 - 2 個室がある場合の適用床面積について
- Q 7 - 3 屋外の飲食スペースへの設置について
- Q 7 - 4 常時換気を行っている場合の設置について
- Q 7 - 5 ビル管理法対象施設への設置について

## 1. 追加的対策について

No	問	答	備考
Q1-1	追加的対策の内容を教えてください。	追加的対策とは、従来のグリーン・ゾーン認証基準に加え、変異株に対する対策を新たにお問い合わせするものです。 詳細については、別紙「変異株に対するグリーン・ゾーン認証の追加的対策」を御確認下さい。	
Q1-2	なぜ追加的対策を講じる必要があるのでしょうか。	グリーン・ゾーン認証施設において、新型コロナウイルス感染連鎖の事例が発生し、複数人から、感染力が強いとされている変異株の感染が確認されました。また、県内における感染者も増加傾向にあり、その半数以上が変異株であることが確認されています。 県と致しましては、この感染力が非常に強い変異株に対応するため、今般グリーン・ゾーン認証基準の見直しを行い、基準の改正をいたしました。	
Q1-3	追加的対策を講じた場合はどうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な追加的対策を全て講じていただいた場合は、申請書に必要な事項を御記入いただき「やまなしグリーン・ゾーン認証事務局」へ御提出をお願いいたします。</li> <li>・既認証施設には申請書をお送りしておりますが、お手元がない場合は下記URLから様式「申請書（〇〇）追加的対策」をダウンロードして下さい。</li> <li>・新規に申請される事業者におかれましては、下記URLから様式「申請書（〇〇）R3.4.30～」をダウンロードして下さい。</li> </ul> <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/green_zone_main.html">https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/green_zone_main.html</a>	<p>[申請書提出先] やまなしグリーン・ゾーン認証事務局 〒400-0031 所在地：甲府市丸の内1-17-10-3F 電話番号：055-222-0384 メールアドレス： green_zone@tobutoptours.co.jp</p>
Q1-4	追加的対策の基準を満たせない場合はどうなりますか。	やまなしグリーン・ゾーン認証の有効期間は1年間で継続を希望する場合は更新が必要となりますが、追加的対策の基準を満たせない場合は更新を行うことが出来ません。 また、要件を満たさなくなったことが明らかな場合は認証を取り消すことがあります。	
Q1-5	追加的対策に要した経費に対する県の補助はあるのでしょうか。	補助制度として「やまなしグリーン・ゾーン認証施設変異株対策強化機器購入等支援事業」があります。 ただし、支援には条件がありますので、必ず事前に機器購入等支援事業事務局（電話番号：055-237-6600）へお問い合わせをお願いいたします。	

## 2. 利用者の把握（入店管理簿の記入）について

No	問	答	備考
Q2-1	テイクアウトのみの利用者にも記入をしてもらう必要がありますか。	テイクアウトのみの利用者には記入をしてもらう必要はありません。	
Q2-2	代表者1名のみに入力してもらえば良いですか。	代表者がグループ内全員の連絡先を把握しているのであれば、代表者1名のみで差し支えありません。	

### 3. アルコール消毒液について

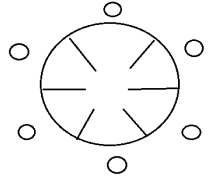
No	問	答	備考
Q3-1	廊下に面して個室が並んでいます。個室が多数存在し、1テーブルごとにアルコール消毒液を設置するのは非常に負担が大きいのですが、廊下の入口に設置すればよいでしょうか。	アルコール消毒液についてテーブル上に設置ではなく、席周辺に設置をお願いします。ただし、問のように個室が多数ある大規模施設では個室に繋がる廊下の出入口に1個設置すれば差し支えありません。	
Q3-2	ポンプ式アルコール消毒液は不特定多数の人が触りますが、危険でしょうか。	ポンプを押した後に消毒するので差し支えありません。	
Q3-3	トイレ入口への消毒設置について、 ①男女のトイレの入口 ②店舗側トイレ入口 どちらに設置すれば良いでしょうか。（図参照）	一つ目の扉を触る前に消毒するべきなので、②の位置に設置してください。	

#### 4. 飲食スペースの滞在時間制限について

No	問	答	備考
Q4-1	追加的対策を全て実施するまでは滞在時間を90分間程度に制限する必要があるとのことですが、90分のみであれば追加的対策は講じる必要はないということでしょうか。	滞在時間の長さに関係なく追加的対策を講じていただく必要があります。追加的対策の準備には一定の時間を要することから、暫定的な措置として滞在時間を90分間程度に制限しています。	
Q4-2	滞在時間を90分間程度に制限することについて、経過措置期間内までに追加的対策を全て実施した場合は2時間程度に緩和とありますが、県が確認をするまでは90分に制限していなければいけないのでしょうか。	追加的対策を全て実施した時点で2時間程度に緩和して差し支えありません。ただし、調査の結果、対策の不備が発覚した場合は問題が解消されるまで90分程度に制限してもらう必要があります。	

## 5. パーティション等遮蔽物の設置について

No	問	答	備考
Q5-1	当施設は利用者間の対人距離を1m以上開けるよう対策しているのですが、それでもパーティション等の遮蔽が必要でしょうか。	グループ内については、パーティション等の遮蔽が必須になります。(その代わり対人距離の確保は不要となります) グループ間では対人距離1m以上確保できていれば遮蔽は不要です。	
Q5-2	パーティションの高さについて、明確に数字を示して欲しいです。(床から140cm、テーブルから60cmなど)	施設によりテーブルの高さ等の状況が異なるため、具体的な数字ではなく「座った人の頭が隠れる高さ」としております。	
Q5-3	現状使用しているアクリル板を使用することは可能でしょうか。	基準を満たしているものであれば、そのまま使用可能です。	
Q5-4	アクリル板等による遮蔽はテーブル端まででいいのでしょうか。利用者間まで遮蔽する必要がありますでしょうか。	テーブルの端までを遮蔽すれば差し支えありません。	
Q5-5	アクリル板の繋ぎ目やアクリル板の下部の隙間は何cmまで認められるか明確な数字で示して欲しいです。	施設により状況が異なるため数字で示すことは出来ません。原則として隙間がないように設置をお願いしておりますが、施設の構造やパーティションの規格等によりやむを得ない場合は、飛沫感染を防ぐための遮蔽であることを御理解いただいたうえで、可能な限り隙間を狭めて設置して下さい。	
Q5-6	テーブル上にアクリル板を設置するのではなく、天井からビニールカーテンを吊しても対策として有効でしょうか。	コーティング加工により通気性がない材質のものを基準を満たすよう設置していればアクリル板でなくても差し支えありません。	
Q5-7	カウンター席の場合、カウンター内のスタッフと利用者間にもパーティションを設置する必要がありますか。	「パーティション等で遮蔽する」又は「マスク着用のうえ正面で接客しないか対距離を1m以上あける」のいずれかの対策を講じて下さい。	
Q5-8	4人席を2人で使用する場合でも、テーブル幅の長さのアクリル板が必要か。	原則、テーブルの幅分の長さが必要となります。ただし、テーブルのサイズが大きく基準を満たす規格品がない場合は、利用者として全ての飲食物が遮蔽できる程度の幅があれば差し支えありません。	
Q5-9	アクリル板をテーブル幅に設置した場合、調味料等は何処に置けば良いでしょうか。	個別提供が望ましいですが、グループ内で共有するのであればテーブルのどこかに設置してください。ただし、その場合は利用者の入れ替えごとの消毒が必要となります。	
Q5-10	屋外のテーブル席等風の影響を受ける場合でもアクリル板を設置する必要がありますか。	パーティションを固定するなど工夫して設置してください。	
Q5-11	焼き肉店などテーブル上で加熱調理を行う施設でもアクリル板等を設置する必要がありますか。	原則、調理器具部分を避けての遮蔽物の設置が必要ですが、火災の危険性がある場合や、パーティションが小さくなってしまい飛沫感染防止の効果がない場合などは、従来どおり真正面の着座を避け、1m以上の座席間隔をとって下さい。	
Q5-12	グループ内では対人距離1m以上を確保してもパーティション必須とのことですが、グループ間では必須ではないのはなぜでしょうか。	グループ内では利用者同士が会話をすることが想定されるため遮蔽が必要になります。	
Q5-13	宿泊施設において宿泊部屋で食事をする場合、飲食スペースのある施設としての追加的対策を講じる必要がありますか。	宿泊客が宿泊部屋内で食事をする場合は飲食スペースのある施設が講じるべき追加的対策は不要です。	
Q5-14	同一部屋の宿泊客が食堂等で同一グループとして食事をする場合、今回の追加的対策を講じる必要がありますか。	問の事例の場合は従前の基準（「真正面での着座配置をせず、座席の間隔を1m以上確保できるように配置している」又は「テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽している」）を満たすか、配席表等により同一部屋の宿泊客の同一テーブルへの案内を徹底するかのいずれか対策を講じていけば差し支えありません。	
Q5-15	お客様が来店されたときにパーティションを設置する方法でも良いのでしょうか。事前に全テーブルに設置すべきでしょうか。	利用者が着席するまでに対策を講じることが出来ていればどちらの方法でも良いです。	

Q5-16	利用者同士が背を向けて着席している場合は遮蔽は必要でしょうか。	当該利用者達のグループが別々であれば、1 m以上距離を確保していればパーティション等は不要です。	
Q5-17	壁側のテーブルにキの字でアクリル板を設置すると、壁側のお客様に料理提供が不可能になってしまいます。この場合も遮蔽は必須でしょうか。	問のような場合は壁側の利用者間の遮蔽は不要です。ただし、利用者間の距離 1 m以上の確保と一字のパーティションは必要となります。	
Q5-18	丸テーブルの場合も隙間なく遮蔽する必要がありますか。	原則隙間なく設置する必要がありますが、テーブルの構造等によりやむを得ない場合は、利用者間についてテーブルの端まで遮蔽すれば、中央に隙間が生じても差し支えありません。ただし、可能な限り隙間部分が狭くなるようにして下さい。(図参照)	
Q5-19	利用者が家族であればパーティションはしなくても良いでしょうか。	同居の家族であれば、パーティションは不要です。	
Q5-20	パーティション等を全席に設置した場合、減らしていた座席数を元に戻しても良いのでしょうか。	基準を満たす限りにおいては席数に制限はありません。ただし、換気扇等の換気設備により換気している施設は、必要換気量（1人当たり30立方メートル）を確保できる座席数までとなります。	
Q5-21	大きな畳の宴会場でもパーティション等を設置しなければなりませんか。	複数人で使うテーブルがある場合は、十字パーティション等の設置が必要です。 1人で使う御膳台の場合は、真正面の着座を避け、1mの座席間隔をとればパーティション等は不要です。	



## 6. 二酸化炭素濃度測定器の設置について

No	問	答	備考
Q6-1	食事会場を天井まで達しないパーティションで仕切り個室にした場合、各個室に二酸化炭素濃度測定器は必要でしょうか。	完全に独立した個室ではなく、空気の流れがある場合は食事会場内に1台の設置で差し支えありません。	
Q6-2	屋外にある飲食スペースにも二酸化炭素濃度測定器を設置しなければならないのでしょうか。	屋外の飲食スペースには設置不要です。	

## 7. HEPAフィルタ搭載の空気清浄機の設置について

No	問	答	備考
Q7-1	HEPAフィルタ搭載ではない空気清浄機では対策として認められないのでしょうか。	HEPAフィルタより機能が上であることがカタログ等で確認できれば差し支えありません。	
Q7-2	HEPAフィルタ搭載空気清浄機について、メーカー指定の適用床面積に応じて設置とありますが、1フロアに複数の個室がある場合はどのように設置すれば良いのでしょうか。	半個室のように完全に独立していない場合は1フロア全体の床面積から必要個数を計算して差し支えありません。完全に独立した個室の場合は個室ごとに設置が必要となりますので、個室ごとに床面積から必要個数を計算して下さい。	
Q7-3	屋外にある飲食スペースにもHEPAフィルタ搭載空気清浄機は設置しなければならないのでしょうか。	屋外の飲食スペースには設置不要です。	
Q7-4	常に窓を開け換気をしていますが、それでもHEPAフィルタ搭載空気清浄機は必要でしょうか？	荒天時や利用者からの強い要望があった場合等常時開放が保証できない場合が想定されることから、設置は必要となります。	
Q7-5	ビル管理法の対象施設でも空気清浄機は必要でしょうか？	ビル管理法対象施設は空気清浄機は設置しなくて差し支えありません。	